

2018年マスコミ関係判例回顧

# NHK受信料関連の判決多く

——新聞・放送相手の名誉毀損事件目立つ

京都大学 大学院法学研究科教授 曾我部 真 裕

本稿では、2018年1月から12月までのメディア・報道に関連した裁判例を概観する。18年は、NHK受信料に関する判決が多かったのは近年の傾向通りであり、そのほかは名誉毀損<sup>きそん</sup>の事件が目立った。言及する判決数は昨年よりも大きく減少している。

## NHK受信料制度に関する諸問題

昨年の本稿で紹介した通り、最高裁判院の17年12月6日判決は、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者に対して受信契約の締結義務を課す放送法64条は合憲であると判断した。18年は、この判決を前提とする判断、あるいはこの判決では判断されず残された論点に関する判決が見られた。

やや専門技術的な論点についてであるが、最高裁の判断として、7月17日決定がある。受信契約を締結していたものの、20年以上支払いがない事案において、定期金債権の消滅時効を20年とする民法168条1項前段が適用され時効が成立するかが争点となった。決定は、受信料債権は定期金債権に当たるが、受信料の公平負担という放送法の趣旨からして上記の規定は適用されないとした。

冒頭で述べた大法廷判決で残された論点として激しく争われているものとして、ワンセグ機能付きの携帯電話のみを保有している場合にも受信契約締結義務（したがって受信料の支払い義務）が生じるかどうかという問題がある。

これについては、最初の事例である16年8月26日のさいたま地裁判決は契約締結義務が生じないとしたものの、その後の判決は管見の限り全て、契約締結義務が生じるとしている。18年も東京高裁3月22日判決（2件）、同高裁3月26日判決、同高裁6月21日判決は、いずれも受信契約締結義務を負う「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」（放送法64条1項）にいう「設置」とは、受信設備を物理的に設けおくことだけではなく、広くNHKの放送を聴取可能な状態におくこと、使用可能な状態におくことだと解釈した。

以上のほか、NHKと大手ホテルチェーン運営会社とが合意し、ホテルの全客室に設置されたテレビの一部についてのみ受信料を支払ってきたことに関し、放送法64条2項にいう受信料の免除等に当たり、全てについて受信料を支払う義務があるかどうかという点について、東京



そがべ・まさひろ=1974年生まれ。専門は憲法・情報法。京大准教授、パリ政治学院客員教授などを経て、2013年から現職。『反論権と表現の自由』『憲法学のゆくえ』（共著）など編著書多数。

高裁9月20日判決は、総務大臣の認可を受けた免除基準にこのような類型の定めはなく免除は認められないとした地裁判決（東京地裁17年3月29日）を維持した。また、かつての対応と異なつてNHKが全客室について受信料を請求していることは信義則違反や権利乱用に当たらないとした。

この事件ではさらに、上記運営会社が当初所有していたが、その後関係会社に所有権が移転したホテルに設置されていたテレビについても、運営会社に受信契約締結義務があるか否かが問題となった。この点について上記高裁判決は、過去の受信設備設置者についても、一度設置した段階で契約締結義務が生じるから、その後設置者ではなくなったとしても、受信契約締結を求めることは可能だとした。

### 検索結果の削除

昨年の本稿では、検索事業者に対する検索結果削除請求に関するグーグル事件最高裁決定を紹介した（最高裁17年1月31日決定）。この決定は、プライバシー侵害に関する検索結果については、比較衡量によって判断し、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索結果の削除義務が生じるとした。

これに対して、名誉毀損に基づく削除については引き続き争われている。原告会社名でグーグル検索を行うと、同社や同社代表取締役が詐欺商材を販売し、詐欺行為をしているといった検索結果が表示されることが名誉毀損に当たるとして、検索結果の削除が求められた事案である。

東京地裁1月31日判決は、グーグル事件最高裁決定のほか、特に削除の判断基準については北方ジャーナル事件判決（最高裁1986年6月11日判決）を念頭に、以下のように述べた。すなわち、同判決は雑誌の発売前の差し止めが問題となった事前抑制の事案であったが、本件は事後抑制である点で異なり、同判決

の基準を緩和し、①表現行為がもつばら公益を図る目的のものでないか、又は②本件摘示事実が真実でない場合であつて、かつ③被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合には削除義務が生じるとした。

北方ジャーナル事件判決を検索結果削除の事案にそのまま転用すれば、①②が「明らか」でなければ削除義務がないことになるので、この地裁判決はその分割除のハードルを下げたことになる。

他方、控訴審の東京高裁8月23日判決は、検索結果の削除は事前抑制であるとして、地裁とは逆の理解をとった上で、北方ジャーナル事件判決の基準を用いて判断すべきだとした。あわせて、検索事業者は検索結果として表示する情報の内容には関知していないことから、その情報が名誉毀損に該当する場合に免責事由を立証することが難しく、緩やかな基準で削除を命じると、グーグル事件決定が検索事業者に認めた「インターネット上の情報流通の基盤」としての役割に対する制約になるとも述べた。

ここでは、検索結果の削除が表現の自由との関係で何を意味するのかについて理解が分かれた。この点、活字メディア

においては、出版後の差し止めも事前抑制として原則、北方ジャーナル事件判決の法理が適用されると考えるのが一般的であるのと状況が異なる。

なお、この事件では、地裁・高裁とも、結論的には削除義務を否定している。

### 報道のあり方を問う集団訴訟

昨年の本稿では従軍慰安婦問題に関するいわゆる吉田証言に関する誤報に関して朝日新聞の責任を問う一連の事件の判決を扱った。18年も一部事件は継続している。東京高裁2月8日判決は、昨年紹介した東京地裁17年4月27日判決の控訴審である。

昨年は、日本在住原告の集団的名誉毀損の論点に着目して紹介した。簡単に振り返ると、原告側は、一連の誤報によって日本人の民族・人種としての名誉が毀損され、それが日本人としてのアイデンティティーを自らの人格的生存の中核においてきた原告らの尊厳を傷つけたなどと主張していた。上記東京地裁判決は、原告らは日本人であるという以外に本件各記事の対象との間に何らの関係もないのだから、本件各記事によって原告ら個人々人についての社会的評価が低下する

と認めることはできないとし、日本在住原告らの主張を認めていない。上記高裁判決もこの判断を踏襲している。

今回は、昨年は触れなかった在米原告らに関する論点について紹介する。在米原告らは、朝日新聞の従軍慰安婦に関する誤報記事により、日本人の人格的尊厳を著しく害する強固な偏見が惹起・助長され、侮辱や嫌がらせ、いじめや脅迫などの被害を受け、精神的・経済的損害を被り、これは米国法上、名誉毀損や一般不法行為を構成すると主張した。

この点について上記東京地裁判決は、在米原告らについては米国法が適用される(法の適用に関する通則法19条)が、その前提として、日本法でも不法でなければならぬ(同法22条)とした。この点、日本在住原告らについてと同様、在米原告らとの関係でも日本法上は名誉毀損が成立しないとされた。

また、一般不法行為についても、朝日新聞の記事と在米原告らが受けた具体的被害との間には第三者の故意行為が介在しており、記事と被害との間に因果関係が欠けるとして請求を退けた。高裁判決も基本的には地裁の判断を踏襲している。

### ネット上のヘイトスピーチ

昨年も紹介した事件の控訴審判決であるが、在日朝鮮人女性のジャーナリストである原告が、2ちゃんねるまとめブログ「保守速報」運営者が原告に関する投稿をまとめる記事を多数掲載し、精神的苦痛を被ったとする訴訟について、大阪地裁17年11月16日判決は、本件各記事が名誉毀損、侮辱、人種差別、女性差別に当たるとし、200万円の支払いを命じ、大阪高裁6月28日判決もこの判断を維持した。

地裁判決は、被告の不法行為が、人種差別及び女性差別が重なった複合差別であることを認め、慰謝料額の算定にあたって考慮した点の特徴であったが、本判決はこれも含めて踏襲している。

### 真実性証明「重要部分」の認定

以下では、一般的な名誉毀損に関する事件を紹介する。全体的な傾向として、これまでは週刊誌が被告となることが多かったが、18年は、取り上げた判決の限りでは、新聞社やテレビ局に関する事件ばかりなのが印象的である。

さて、まず、原告が代表者を務める社

会福祉法人が、原告の主導により不明朗な土地取引を行い、約4700万円の損失が生じている旨の産経新聞記事が名誉毀損であるとして訴訟になった事案について、大阪地裁17年11月27日判決が名誉毀損の成立を認めたのに対し、大阪高裁9月19日判決はそれを否定した。

判断の分かれ目になったのは、真実性証明の対象となる「重要部分」の認定の相違である。名誉毀損の免責要件である真実性の証明は、社会的評価を低下させる摘示事実の詳細に及ぶ必要はなく、「重要部分」についてなされればよいとするのが確立した判例であるが、具体的な事案において何がそれに当たるかについてはしばしば争いとなる。

本件では、約4700万円の損失が生じた後、土地が売却されて損失額が大幅に圧縮された事実が言及していない点について、地裁判決は、本件記事は損失が記事掲載時点で継続しているという事実を摘示しているものと認定し、その点について真実性及び誤信相当性が無いとした。他方、高裁判決は、損失額が圧縮された点は重要部分ではないとし、重要部分については誤信相当性があつたとした。高裁判決はこのような判断変更

の理由について具体的に述べていない。

### 容疑者が否認している事件の報道

寺院の住職と檀家<sup>だんか</sup>とが当該寺院の運営を巡ってトラブルとなっている中、寺院前に設置された「住職やめる」という横断幕に火をつけるといふ事件が発生し、住職が逮捕された（その後嫌疑不十分で不起訴）。テレビ朝日は複数のニュース番組でこの件を取り上げたところ、名誉が毀損されたとして、住職（及び当該寺院）が訴えを提起した。

特に問題となったのは、「住職が横断幕に放火をした事実」「住職は、横断幕に放火をした犯人であり、同人が放火をする瞬間の防犯カメラ映像があるものの、『私は何もやっていません』と容疑を否認している事実」についての名誉毀損の成否である。これらの点について、東京地裁17年10月5日判決は、真実性及び誤信相当性を否定して名誉毀損の成立を認めた。テレビ朝日は、放火直後に付近の防犯カメラに犯人らしき者の姿があり、それが住職であるとして真実性・誤信相当性を主張していたが、判決は詳細に検討した上で別人であると結論づけた。この点は引き続き争われたが、東京

高裁7月12日判決は地裁判決を維持した。その際、本件放送は「全国にテレビ放送されるものであるところ、容疑者が逮捕された直後であり、容疑者が否認しているなどの状況における犯罪報道においては、犯罪行為をした者の特定について特に慎重さが求められる」と述べている。

### 約20年前の番組が問題となった例

和歌山カレー毒物混入事件で死刑判決が確定している原告が、事件発生から3か月ほどたった1998年10月21日にテレビ朝日で放送された情報番組及びそれに関する新聞テレビ欄の記載（「林真須美容疑者宗教まで利用？ 入信で信者を保険勧誘▼衝撃証言 〃自分の体を傷つけて金になる」▼（……））が名誉毀損であると主張した事案である。

大阪地裁3月15日判決は、番組及びテレビ欄について名誉毀損の成立を認め、30万円の慰謝料支払いを命じた。

判決内容の詳細については特筆すべき点はないが、本件では、番組の映像が証拠として提出されていないなど、当事者の主張立証及び裁判所の事実認定に相当の制約があつたようである。真実性・誤

信相当性についても、テレビ朝日側から提出された証拠は取材メモや陳述書等ごく限られたものに過ぎなかった（しかも取材メモの信用性は否定されている）。もともと取材が不足していたのか、長い年月が経過したため資料が失われたのかは不明であるが、興味深い事例である。

### 専門家のコメントの真実性

会員が強引な勧誘を行ったとして宗教法人である原告の施設が自宅搜索されたことに関する各社の報道が、原告の名誉を毀損したと主張された事例である。東京地裁3月16日判決及び東京高裁9月26日判決は、テレビ朝日以外の報道については、ストレートニュースであったこともあり真実性又は誤信相当性を認めた。他方、地裁と高裁とで判断が分かれたのは、テレビ朝日の報道についてである。これは他社よりも詳細な内容であり、日本脱カルト協会理事のコメント及びスタジオのコメントーターによる発言も交えられている。

脱カルト協会理事のコメントは、原告への入会勧誘に関するいくつかの問題事例を指摘するものであったが、地裁判決は、同協会の活動内容や同理事の立場が

不明であって、「理事が属する団体の性質やその地位から、直ちにその発言内容を真実と信ずるにつき相当な理由があったということもできない」とした。これに対して高裁判決は、同理事のこれまでの実績等から、誤信相当性を認めた。高裁での立証活動が奏功した格好である。なお、スタジオのコメントーターによる発言については、地裁・高裁とも正当な論評とした。

### 旧オウム真理教に関する調査報道

原告は麻原彰晃氏の長男であり、テレビ東京が放送した番組によって名誉が毀損され、また、プライバシー及び肖像権が侵害されたと主張したが、東京地裁3月15日判決はいずれも認めなかった。本件番組では、麻原氏の四女のインタビュアーが放送され、その中で、原告が近い将来、教祖になる可能性が高いという事実の摘示と、そうなれば教団が以前のような事件を引き起こす危険性が高まるという論評がなされた。判決は詳細な事実認定を行った上で、上記の事実摘示について真実性を認め、上記論評についても論評の域を逸脱していないとした。肖像権については、一般の通行が可能

な場所で、普段着で徒歩移動している原告の姿を斜め後ろからスマートフォンで撮影したこと、また、この写真を原告の頭部等をモザイク処理し、背景をマスキングして放送したことについて、撮影及び放送の必要性や方法の相当性が認められ、違法性が否定された。

### 夕刊紙による名誉毀損

元プロ野球選手の清原和博氏が覚せい剤取締法違反で逮捕された事件との関連で、同氏の覚せい剤入手先を推測する日刊ゲンダイの記事で言及された女性が原告となつて名誉毀損を主張した。本件記事の中で、原告が覚せい剤依存症であること、覚せい剤を入手できる立場にあること、複数の有名な暴力団幹部の愛人であったこと、原告の執筆した半自伝はゴーストライターの手によるものであること等の事実が摘示されている。

東京地裁6月19日判決は、これらの事実について、公共性・公益目的性は認められるが、いずれも取材は十分ではなく真実性又は誤信相当性は認められないとして、発行元会社及び記事執筆者に連帯して220万円の支払い及びウェブサイトに掲載された記事の削除を命じた。

### 取材源の懲戒責任が問われた事例

原告はバス会社の社員で、同社社員で組織する労働組合の執行委員長である。

この原告が、しんぶん赤旗の記者に対して誤った情報を提供して報道させ、会社の信用を著しく毀損したとして懲戒処分を受けたので、その取り消し等を求めた。

本件での興味深い争点は、掲載された記事及びそれに関する情報提供そのものの違法性と、懲戒事由該当性との関係はどう理解するかという点である。

大津地裁17年4月13日判決は、前者が違法でなくとも懲戒事由に該当することはありうるとして、原告の請求を棄却した。これに対して、大阪高裁7月2日判決は、前者について不法行為が成立しな

い場合にまで懲戒事由に該当するとするのは妥当でないとして、前者について名誉毀損の免責事由の判断枠組みで審査を行い、懲戒処分を取り消した。

### 宗教的人格権の侵害

四国八十八ヶ所霊場の寺院で構成する霊場会と二つの寺院が原告となり、被告である写真家が許可なくあるいは許可条件に反して本尊の写真等を使用していることにつき、不正競争防止法違反及び宗教的人格権の侵害であるとして、損害賠償請求及び使用差し止め、ネガデータの廃棄等を求めた事案である。

徳島地裁6月20日判決は、不正競争防止法違反は認めなかったが、二つの寺院の本尊は秘仏であり、信仰の対象として

重要であることからしても、原告の寺院の意図に反して、被告がその写真を使用し、これを一般に公開・流布することは2寺院の宗教上的人格権を侵害するとし、慰謝料各100万円（及び弁護士費用として10万円）の支払い等を命じた。

宗教的人格権の侵害による不法行為成立が認められた事例は極めて異例であり、注目される。

### ジャーナリストへの旅券返納命令

シリアへの渡航を計画し、旅券返納命令を受けたフリージャーナリストが同命令の取り消しを求めていた訴訟について、最高裁3月15日決定は上告を棄却し、命令は違法ではないとする下級審の判断が確定した。